平成２７年（フ）第２０９号
埼玉県熊谷市銀座７丁目143番地　ローレルハイツ原口101
債務者　岩本　光代
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第９１１号
愛知県知多市日長字播摩147番地
債務者　永井　匡
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三澤　茂明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７８号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前82番地　カルミアパーク103
債務者　李　奎和
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８０号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地１棟410号、従前の住所名古屋市熱田区南一番町９番17号
債務者　国本ジェフェルソンこと　ＫＩＭＩＭＯＴＯ　ＪＥＦＦＥＲＳＯＮ　ＹＵＫＩＯ
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８０号
京都市右京区嵯峨天龍寺車道町16番地の11
債務者　村上　巧
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月３日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８１号
札幌市北区あいの里２条２丁目２番21号
債務者　村井智恵子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６６５号
北海道千歳市大和１丁目９番13号　シャーメゾン大和102号
債務者　小柳　重隆
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　裕輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７２号
堺市南区三原台３丁１番１―604号
債務者　葛原　一美
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８５号
堺市美原区菅生718番地１　イーストヒルズＢ棟101号
債務者　井下田重量こと　井下田幸正
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１３４４号
名古屋市西区菊井１丁目33番４号
債務者　二俣　勝江
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美敦士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７７号
埼玉県坂戸市清水町36番24号
債務者　波場　英昭
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　千代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９７号
北海道小樽市色内１丁目10番５号　メゾンド色内302号
債務者　竹内　惠
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第５３８号
仙台市若林区南小泉２丁目10番31号　サンコーポ菅野106
債務者　高橋　清春
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５７０号
仙台市宮城野区白鳥１丁目28番30―710号
債務者　赤見　諭
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５９７号
仙台市青葉区八幡６丁目２番８―302号
債務者　森山知惠子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
秋田市川元開和町12番26号　フォレストパーク102
債務者　野呂　佳弘
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１号
秋田県能代市西通町14番21号　ハイムいくいね　Ａ１－２号
債務者　牧野　利夫
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
秋田地方裁判所能代支部